

高齢第1095号
令和7年12月19日

介護サービス運営法人 代表者様
高齢者住宅運営法人

埼玉県福祉部高齢者福祉課 草野 敏行（公印省略）

令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣
及び厚生労働大臣表彰について（照会）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から、令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくりに対する内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰の推薦依頼がありました。

つきましては、貴法人において該当施設・事業所等がある場合は、下記事項にご留意の上、推薦調書等の提出をお願いいたします。

記

1 表彰対象事業者

全ての介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護事業者

※対象事業所については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス事業所・施設等を指します。また、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含みます。

2 提出書類（いずれも電子媒体）

- ・推薦調書（別紙2） 1部
- ・関係法令順守報告書（別紙3） 1部

※各様式は県ホームページからダウンロードしてください（ページ番号：276509）。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kenko/koresha/joho/tsuchi-annai/hyoshō/kaigo-hatarakiyasui-hyoushou.html>

3 推薦調書（別紙2）の作成上の注意点

（1）「1 基本情報」について

「運営法人」の名称	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）どおりに記載
「事業所・施設等」の名称	介護保険法に基づく指定（許可）を受けている者はその指定を受けている名称を、老人福祉法に基づき届出を行っている者はその届出をしている名称を、若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を行っている者はその登録をしている名称を記載

(2) 「2 具体的な取組内容」について

各項目それが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入してください。

大分類	「待遇改善」、「人材育成」、「生産性向上」の中から、1つ以上選択して記載 ※同一の大分類を複数選択することはできません。
小分類	プルダウンから選択
抱えていた課題	
取組時期	
要したコスト	選択した「小分類」に対応したものを記載
特筆すべきアピールポイント	
今後の展望	
実行性	複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載。 なお、取組が1つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載。
持続性	

(3) その他

- 調書の内容を補足するため、写真等の参考資料を、1事業所・施設等につき10頁まで添付することが可能です。ただし、審査上の評価対象にはなりません。なお、提出に際して電子媒体での送付が困難な場合は、事前にご連絡ください。
- 上記の他、事務局は、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合があります

4 提出先及び提出方法

以下のアドレスあてに、メールで提出してください。

提出先メールアドレス：a3240-21@pref.saitama.lg.jp

5 提出期限

令和8年1月30日（金）必着

6 留意事項

本表彰は、介護事業者（事業所・施設）単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではありません。ご希望される場合は、介護事業者ごとの提出としてください。

担当：施設・事業者指導担当 平井

電話：048-830-3247

e-mail：a3240-21@pref.saitama.lg.jp